

提案

日付：2023/04/11

件名：自転車用ヘルメットについて

1. 問題、課題

2023年4月1日から道路交通法の改正により自転車を利用するすべての人はヘルメットの着用が義務化された他、自転車は、環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康維持増進、交通の安全確保、渋滞緩和などの公益増進、交通費削減などに資するものとして、その活用推進が求められています。

2. 改善案

町内在住者、または、町内に勤めている自転車利用者に対して、自転車用ヘルメット購入費用を助成する制度を制定し、運用することにより町内の方がヘルメットを買いやすくなり安全に自転車に乗る事ができるようになります。

【具体的な内容】

隣の市ではこのような内容です。

(平塚市まちづくり財団では、自転車ヘルメットの購入費用を助成している。対象は市内在住の13歳未満と65歳以上の人。補助額は1個につき1,000円。助成希望者は、氏名、住所、生年月日が確認できるものを持参し、市内24店舗の事業協力店で申し込む。)と、なっておりますが、寒川町は平塚市の制度を参考にして寒川町独自で、自転車利用者に対する、ヘルメット義務化に伴う適正な制度導入を検討していただけたなら幸いです。

3. 改善後の効果

自転車の利用者が積極的にヘルメットを着用し安全に暮らせる町になります。

回答

<自転車用ヘルメットについて>

【所管：町民安全課】

日頃より、町の交通安全行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

現在、寒川町では自転車ヘルメットの購入費用の助成は行っておりません。

自転車のヘルメット着用は努力義務となっており、皆様をご自身で自分の身を守るた

めにヘルメットの着用をお願いしております。

今後、町民の皆様が、より安全に自転車に乗ることができるよう、助成について検討してまいります。